

**令和7年度特定健診等に係る受診率向上のための普及啓発事業  
業務委託企画提案競技実施要領**

**1 目的**

「令和7年度特定健診等に係る受診率向上のための普及啓発事業」について、企画提案を募り、企画提案競技に参加した業者から本業務を実施する候補者を選定するために必要な事項を定める。

**2 委託の内容**

令和7年度特定健診等に係る受診率向上のための普及啓発事業業務委託仕様書による。

**3 契約上限額**

2,795,300円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

（1）広報事業（SNSでの広告配信）

契約上限額 1,640,300円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

（2）啓発グッズ作成事業（啓発用資材の作成）

契約上限額 1,155,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

（3）その他（自由提案による啓発）

本事業の目的を達成するためにより良いアイデア等がある場合は、提案すること。なお、（1）広報事業の契約上限額の範囲内とする。

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

**4 委託期間**

契約締結の日から令和7年10月31日（金）まで

**5 参加資格要件**

- （1） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- （2） 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者。
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- （4） 本企画提案競技の公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- （5） 県税に未納がないこと。

- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。

## 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| (1) 公告               | 令和 7 年 2 月 2 0 日（木）  |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出締切  | 〃 2 月 2 6 日（水）午後 5 時 |
| (3) 事前説明会            | 〃 2 月 2 7 日（木）       |
| (4) 質問等の締切           | 〃 2 月 2 8 日（金）午後 5 時 |
| (5) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 〃 3 月 5 日（水）午後 5 時   |
| (6) 企画提案書の提出締切       | 〃 3 月 1 7 日（月）午後 5 時 |
| (7) プレゼンテーション（ヒアリング） | 〃 3 月 2 4 日（月）       |
| (8) 審査結果の通知          | 〃 3 月 2 8 日（金）までに    |

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 事前説明会の開催

企画提案競技の実施にあたり、次のとおり説明会を開催する。

日 時：令和 7 年 2 月 2 7 日（木）午後 1 時 3 0 分から

方 法：オンライン説明会（Zoom 利用）

説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書（別紙 1）を提出すること。  
なお、説明会への参加を企画提案競技参加の必須条件とする。

#### ① 提出先

下記 13 を参照

#### ② 提出期限

令和 7 年 2 月 2 6 日（水）午後 5 時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙2）を提出すること。

① 提出先

下記13を参照

② 提出期限

令和7年3月5日（水）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画提案書【原本1部、コピー5部】

- ・企画提案書には、業務実施方針、業務フロー図、工程計画、委託業務実施体制、類似業務受注実績を明記すること。
- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入すること。

イ 会社概要（既存のもの）【1部】

ウ 見積書（様式任意）【原本1部、コピー5部】

- ・宛先は、「宮崎県保険者協議会会長 仁田脇七郎」とすること。
- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とする。

エ 誓約書【1部】

- ・別紙3により提出すること。

③ 提出先

下記13を参照

④ 提出期限

令和7年3月17日（月）午後5時（必着）

- ⑤ 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- ⑥ 留意事項  
提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

#### （４）プレゼンテーション（ヒアリング）

日 時：令和 7 年 3 月 2 4 日（月）

具体的な時間割については、参加者に別途連絡する。

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

- ①各社の審査順は、企画提案書の提出順とする。
- ②プレゼンテーションは、1社当たり、説明 20 分、質疑 10 分とする。

#### （５）質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙 4）を提出すること。

- ① 提出先  
下記 13 を参照
- ② 提出期限  
令和 7 年 2 月 2 8 日（金）午後 5 時
- ③ 提出方法  
電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 問合せの内容及び回答  
軽微なものを除き、事前説明会への参加者全てに電子メールで通知する。  
（質問者名を公表しない。）

#### （６）審査項目

以下の項目について評価を行う。

- ① 内容構成力
  - ・事業の趣旨や目的等を十分に理解し、業務目的が達成される企画となっているか。また、十分な効果が期待できる提案となっているか。
  - ・計画的な業務スケジュールとなっているか。
- ② 経済性
  - ・提案内容や期待される事業効果に対し、妥当な経費の規模・積算となっているか。また、経費の節減に配慮された提案内容となっているか。

- ・提案価格に優位性はあるか（ $(1 - \text{提案金額}/\text{契約上限額}) \times \text{配点}$ ）。  
※小数点以下切り捨て

③ 運営体制

- ・業務を安定的に実施する上で必要な人材や体制が確保されているか。
- ・情報セキュリティ対策の重要性を認識し、厳重に管理されているか。

④ 実績

- ・本業務を受託するに相応しい、同程度の業務実績や熟練度があるか。

(7) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。なお、提案者が1者の場合、提案者の得点が満点の6割に達したときは、受託候補者として選定する。

(8) 審査の通知

令和7年3月28日（金）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(9) 当該手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(10) (9) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と宮崎県保険者協議会は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等について協議し、合意に達したときは、受託候補者から見積書を徴し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

## 10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

## 11 著作権

当該業務委託により作成した印刷物等の著作権は宮崎県保険者協議会に帰属するものとする。

## 12 その他

本業務については、宮崎県保険者協議会の令和 7 年度当初予算が決定となり、4 月 1 日以降で予算の執行が可能となったときに効力を生じる。この条件が満たない場合には、公募に係る一切についていかなる効力も発生しない。

なお、この場合においても、提案書の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

## 13 書類提出及び問合せ先

### (1) 住所

〒880-8501

宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

### (2) 担当

宮崎県保険者協議会事務局

（宮崎県福祉保健部国民健康保険課 指導担当）

### (3) 連絡先

電話番号：0985-26-7063

ファックス番号：0985-44-2609

メールアドレス：kokuho@pref.miyazaki.lg.jp